

2023年2月7日



上場会社名 株式会社 ケーヨー
代表者名 代表取締役社長 實川 浩司
(コード番号 8168 東証プライム)
問い合わせ先 取締役管理本部長兼経営企画統括部長
北村 圭一
TEL 043-255-1111

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月23日開催予定の当社第85回定時株主総会の終結の時をもって満了する「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、これを継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プランの廃止による当社定款における本プランに関する規定（第16条。内容は別紙記載のとおり）の変更につきましては、今後当社第85回定時株主総会に上程する定款変更に関する内容が決定し次第、お知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年5月22日開催の第70回定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様のご承認を頂き4回の更新を経て現在に至っています。

本プランの有効期間は、2023年5月23日開催予定の当社第85回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、本日開催の取締役会決議をもって、本プランは廃止されるものとします。

これは、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策に関する動向、株主の皆様のご意見などを踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上にあたって本プランの必要性が低下したと判断したことによります。

当社は、本プランの廃止後も引き続き中期経営計画をはじめとする諸施策・戦略を実行することにより、持続的な成長性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼に応えていくこと、ならびにコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に取り組むことで、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

なお、新たに当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間および情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上

【別紙】

当社の現定款における本プランに関する規定は、以下となります。

第 16 条 （株式の大量取得行為に関する対応策）

1. 当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために定める当社の株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（第 4 項に定めるものをいい、以下「本対応策」という。）について、株主総会の決議により定めることができる。
2. 当社は、本対応策の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
 - 1) 本対応策に定める一定の者（以下「特定買付者等」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。
 - 2) 当社が特定買付者等以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。
 - 3) 当社が特定買付者等から新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。
3. 当社は、本対応策の有効期間満了前であっても、株主総会または取締役会のいずれかの決議によって本対応策を廃止、変更することができる。
4. 本対応策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社の株式の大量取得またはその提 案がなされる前に策定されるものをいう。

以 上